

流山市農業委員会
令和3年第8回
総会議事録

令和3年8月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第8回総会議事録

1 期 日 令和3年8月10日(火)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 5番 金子 孝博
6番 中嶋 清

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
主事 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	1
(2) 議案第40号	農用地利用集積計画の決定について ……	3
(3) 議案第41号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について ……	5
(4) 議案第42号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について ……	6
(5) 議案第43号	流山市農業委員会の会議に関する内部規則の改正について ……	8
(6) 報告第24号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について ……	9
(7) 報告第25号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について ……	10
(8) 報告第26号	専決処理の報告について ……	10

▲開会 午後3時1分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

5番 金子孝博委員、6番 中嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第43号「流山市農業委員会の会議に関する内部規則の改正について」までの5議案について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第24号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第26号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 はい、なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第39号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年8月10日提出

今月の申請は1件です

申請者は、流山市西深井の方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆 面積863平方メートルです。

転用目的につきましては、貸駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と土地利用計画図につきましては、1ページと2ページにござ
いますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告
いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案についても、現地調査と申請者及びその関係者からヒアリングを行い、審議
いたしました。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約1.3キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑
と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』と
して、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸駐車場を整備しようとするものです。

申請者は、流山市西深井にお住まいの方で、年齢は83歳です。

申請理由については、物流施設内にテナントを構え、令和3年10月から事業開始
予定の事業者が、施設内の駐車場だけでは従業員用の駐車場が不足するため、申
請者に協力依頼があり、今回、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全面を砂利敷きとし、車両出入り口部分はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、既存のコンクリートブロックの土留めにより流出を
防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透処理とし、汚水及び雑排
水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、
北側は太陽光発電用地、東側と南側は道路、西側は住宅が建っております。

次に、資金計画ですが、整備費とその他費用が約445万円で、全額自己資金で
賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令については該当ありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(山崎委員) 駐車料金は、月額いくらで計画されていますか。

◎事務局(染谷次長) 駐車料金は、1台当たり税別4,000円ということです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第39号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第40号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年8月10日提出

今月の申請は新規が1件、更新が1件です。

始めに、議案の1番の権利者は、柏市豊四季にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、長崎にあります畑1筆 面積925平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページがございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方にあります田1筆 面積1,031平方メートルです。
利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。
本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件です。

始めに、新規の案件です。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は39歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

2番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は65歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は180日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。
報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時15分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。

よって議案第40号の2番については、承認することに決定いたしました。
金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時16分 金子委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第40号の1番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第41号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第41号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

令和3年8月10日提出

本案の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けており
ますが、ここで、20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状
況の確認について、税務署から依頼があったものであります。

今月の確認対象は2件です。

議案の1番について、対象となった農地の相続人は流山市西深井にお住いの方で
す。

確認のあった特例農地は、平成13年6月に相続で取得した農地で、流山市西深
井にあります畑5筆 合計面積6,788.82平方メートルです。

議案案内図につきましては、5ページにございますので御参照ください。

議案の2番について、対象となった農地の相続人は松戸市幸田にお住まいの方で
す。

確認のあった特例農地は、平成13年7月に相続で取得した農地で、流山市西深
井にあります田4筆 合計面積3,089平方メートルです。

議案案内図につきましては、6ページと7ページにございますので、御参照くださ

い。

今月の相続税納税猶予特例農地の利用状況の確認は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第41号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、今回、2件の依頼があり、現地調査を実施し、審議を行いました。

始めに、1番の対象農地の現地の状況であります、耕起・作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、及び、相続人の農業従事の申告がなされていることを確認しました。

次に、2番の対象農地の現地の状況であります、作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、及び、相続人の農業従事の申告がなされていることを確認しました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号について「自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第41号については、「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第42号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の5ページをお開きください。

議案第42号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年8月10日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、野田市柳沢にお住いの方であります。

申請がありました土地は、東深井にあります畑6筆 合計面積6,346平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の弟にあたる方で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎**石井委員長** 議案第42号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

始めに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南約200メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の弟です。

正確な従事日数は把握していないものの、生前は専業農家として農業に従事し、葉物野菜等を作付けしていたということです。

しかし、この方が令和元年9月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、所有者である申請者から証明願の申請がなされたものです。

また、参考として、平成7年・16年・25年の航空写真が添付されておりました。

申請地については、写真のとおり、休耕の状態でした。

なお、この方については、他にも生産緑地を所有していたため、今後、同じ方の故障や死亡を理由としての主たる従事者の証明はできない旨、申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第43号「流山市農業委員会の会議に関する内部規則の改正について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをご覧ください。

議案第43号

流山市農業委員会の会議に関する内部規則の改正について

流山市農業委員会の会議に関する内部規則を別紙のとおり改正する。

令和3年8月10日提出

お手元に配付いたしました「流山市農業委員会の会議に関する内部規則(改正案)」をご覧ください。

今回の一部改正は、議案等の予備審査を行う小委員会の構成変更に伴うものです。

始めに、第3条の2についてですが、小委員会の構成員に推進委員を加えるものです。

次に、第4条の2は委員の任期についてですが、これも推進委員について追加するものです。

続いて、第6条の4についてです。

裏側のページになりますが、これまでは推進委員に出席を求めることができるという規定がありましたが、推進委員も構成員に加わるためこの項目を削除するものです。

なお、現在の内部規則との比較については、2枚目「流山市農業委員会の会議に関する内部規則新旧対照表」を御覧ください。

御説明は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
要するに、今までの2班体制を3班体制に変更するということですね。
他に質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第43号について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いしま
す。
挙手、全員であります。
よって議案第43号については、原案のとおり改正することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第24号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋に
ついて」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第24号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったの
で報告する。

令和3年8月10日報告

今月は1件の斡旋依頼がありました

斡旋依頼がありました土地について御説明いたします。

平和台の畑2筆 合計面積576.04平方メートルです。

議案案内図につきましては、9ページを御参照ください。

これについては、本年6月総会の議案第31号の「生産緑地に係る農業の主たる従
事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

今後、買取り申出から3か月後の令和3年9月17日までに買取りの申し出がなか
った場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問・御意見がございましたら承ります。

私から質問ですが、今まで希望買取り価格で買い取られた事例はありましたか。

◎事務局(染谷次長) 市長に対して買取り希望を出して、買い取られた実績はござい
ません。

◆染谷推進委員 この希望買取り価格(1平方メートル当たり52万円)は、妥当な価格
なのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) こちらの買取り希望価格についてですが、あくまでも希望価格ですが、1平方メートル当たり52万円というのは、相当高額です。

一般的に、土地の価格には、地価公示、相続税の路線価、固定資産税の路線価と3種類ありますが、これらに鑑みても相当高額と考えられます。

当該買取り申出価格は、土地所有者が提示してきた価格となります。

○水代会長 よろしいですか。

他に御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第25号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第25号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和3年8月10日報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため提出されたものです。

今回は、携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の10ページと11ページにございます。

御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問・御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第26号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について御報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 7筆 合計面積6,219平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、18件 27筆 合計面積7,022.17平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件 その他の建物施設用地が1件の計5件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件、その他の建物施設用地が2件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問・御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございます。

△閉会 午後3時39分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年8月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

金子孝博

流山市農業委員会委員

中嶋 瑠